

令和5年度 対象備品一覧(問い合わせ多数のもの)

	備品名	備考
1	ノーマルカーテン	アコーディオンカーテンは対象外 (建物と一体とみなされるため) カーテンレールの設置は対象外 (建物と一体とみなされるため)
2	山車、神輿の修繕	特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったものは対象外、山車を使用する際に判別可能な箇所に広報表示をすること
3	祭りで使用する草履	縫い付け等による広報表示ができれば可
4	太鼓の革の張り替え、太鼓台	特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったものは対象外
5	法被等のお祭り用衣装	修繕も可 ※購入可能なものは購入を優先
6	横断幕・幟	宗教的な意味合いのある文字を記載する場合は対象外
7	獅子頭、お面	本体に広報表示ができれば可 修繕も可
8	トウモロコシ焼き器、綿菓子器、みたらし器などお祭り用品	
9	お祭り用大鍋	
10	空気清浄機	
11	ミシン	地域コミュニティの活動に直接かかわりのあることに使用する場合のみ対象
12	リアカー、荷物を運ぶ用の一輪車	
13	電子レンジ	
14	一般家庭用エアコン	事業実施主体所有でない建物に設置する場合は、建物所有者から使用許可が受けられ、事業実施主体が維持管理等を行う場合が対象。 天井埋め込み式の場合は対象外 (建物と一体とみなされる)
15	椅子、座いす、椅子用台車	
16	防犯灯	電柱への広報表示が必要
17	トロフィー、優勝旗	譲渡する場合は対象外
18	スクリーン (固定しないタイプ)	固定タイプは対象外 (建物と一体とみなされる)
19	音響設備 (マイク、アンプ、スピーカー等)	建物への取付タイプは対象外 (建物と一体とみなされる)
20	草刈り機	乗用タイプの場合は対象外 (車両とみなされる※道路通行の有無は関係なし)
21	簡易倉庫(同時に整備する備品のみを保管するものに限る)	倉庫のみの申請、転倒防止工事、アンカー工事を伴う場合は、対象外
22	ホワイトボード	
23	パソコン	
24	コピー機、プリンター	
25	ラミネーター、シュレッダー	
26	テレビ、テレビ台	
27	DVDプレイヤー	
28	プロジェクター・スクリーン	固定するタイプは対象外(建物と一体と見なされるため)
29	本棚、ロッカー、金庫	建物に固定する場合は対象外(建物と一体と見なされるため)
30	扇風機、掃除機	
31	スポーツ用品 (グラウンドゴルフ、野球用品等)	ボールは原則対象外(消耗品とみなされるため)ただし、セット販売に含まれる程度であれば対象。 用具それぞれに広報表示が必要
32	スリッパ (集会場等で繰り返し使用するタイプ)	

	備品名	備考
33	アルミステージ	
34	発電機	持ち運びが出来るもの。大型のものは対象外。
35	投光器	持ち運びが出来るもの。
36	コードリール	
37	テント	天幕のほか、支柱(フレーム)にも広報表示が必要
38	拡声器・メガホン	
39	遊具	市町村が管理している公園等への設置は対象外。
40	掲示板	地権者からの承諾が必要。
41	一般家庭用冷蔵庫、炊飯器	
42	AED	ただし、AEDのみの申請の場合は不可。他の必要備品と合わせて購入する場合のみ対象
43	車いす	集会所等の建物内での使用に限る場合のみ対象
44	健康器具	市町村が管理している公園等への設置は対象外。
45	ごみステーション(収集カゴ)	建築物と見なされる大規模なものや、転倒防止工事、アンカー工事を伴う場合は、対象外。
46	照明器具	電球、蛍光灯、LED電球のみは対象外。

※あくまで令和5年度の対象備品の一例です。また、対象となっている備品であっても、形状、大きさ、設置場所等の要因により対象外となることがあります。

※要綱、留意事項別紙1、財団HPの過去実績も参考にしてください。